

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-100

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-99）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 令和2年3月31日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年静岡県条例第1号。以下「整備条例」という。）第1条の規定による改正前の職員給与条例第25条、整備条例第6条の規定による改正前の教職員給与条例第25条又は整備条例第7条の規定による改正前の警察職員給与条例第24条に規定する臨時又は非常勤職員として任用され、引き続いて会計年度任用職員として任用された職員の <u>当該任用日における</u> 年次有給休暇の日数は、人事委員会が別に定める日数とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 令和2年3月31日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年静岡県条例第1号。以下「整備条例」という。）第1条の規定による改正前の職員給与条例第25条、整備条例第6条の規定による改正前の教職員給与条例第25条又は整備条例第7条の規定による改正前の警察職員給与条例第24条に規定する臨時又は非常勤職員として任用され、引き続いて会計年度任用職員として任用された職員の年次有給休暇の日数は、人事委員会が別に定める日数とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。